

令和4年第1回定例会

議案等参考資料

## 1 議案第1号関係

### おいらせ町就学援助費支給要 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
(定義)	(定義)
第2条 略	第2条 略
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) 準要保護者 要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認められる者であつて、かつ、次のいずれかに該当する者をいう。	(5) 準要保護者 要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認められる者であつて、かつ、 <u>当該年度において</u> 、次のいずれかに該当する者をいう。
ア <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当を受給している者</u>	ア <u>保護者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による全部支給を受けている者</u>
イ <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定による市町村民税の非課税である世帯に属する者</u>	イ <u>世帯構成員全員の総収入額が別表1に定める限度額以内の者</u>
(支給対象者)	(支給対象者)
第3条 略	第3条 略
(1) おいらせ町立の小学校又は中学校（以下「町立小中学校」という。）に就学する児童生徒の保護者でおいらせ町に住所を有する者	(1) おいらせ町立の小学校又は中学校（以下「町立小中学校」という。）に就学する児童生徒の保護者でおいらせ町に住所を有するもの
(2) 町立小中学校以外の小学校又は中学校に就学する児童生徒の保護者でおいらせ町に住所を有する者	(2) 町立小中学校以外の小学校又は中学校に就学する児童生徒の保護者でおいらせ町に住所を有するもの
(3) 町立小中学校に就学する児童生徒の保護者でおいらせ町以外に住所を有する者	(3) 町立小中学校に就学する児童生徒の保護者でおいらせ町以外に住所を有するもの
(就学援助費の支給費目等)	(就学援助費の支給費目等)
第4条 就学援助費の支給費目等については、 <u>別表の</u> とおりとする。ただし、年度途中に認定又は認定取り消しを受けた児童生徒の保	第4条 就学援助費の支給費目等については <u>別表2の</u> とおりとする。ただし、年度途中に <u>転入学</u> 及び <u>転退学</u> した児童生徒の保護者に対する

改正案	現行
<p>護者に対する学用品購入費は、支給額を12で除した金額に認定月数を乗じた金額とするものとする。</p>	<p>学用品購入費及び通学用品費は、支給額を12で除した金額に認定月数を乗じた金額とするものとする。</p>
<p>2 別表に定める新入学児童生徒学用品費等は、認定月が4月となった新入学の児童生徒の保護者を対象に支給するものとする。</p>	<p>2 別表2に定める新入学児童生徒学用品費等は、認定月が4月となった新入学の児童生徒の保護者を対象に支給するものとする。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(申請)</p>	<p>(申請)</p>
<p>第5条 第3条に規定する児童生徒の保護者は、就学援助費の支給を受けようとするときは、毎年度、おいらせ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指定する期日までに<u>就学援助費認定申請書</u>（様式第1号）に必要な書類を添えて当該児童生徒の在籍する学校の校長（以下「校長」という。）を経由しておいらせ町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。ただし、年度途中の申請は、翌年2月末日までとする。</p>	<p>第5条 第3条に規定する児童生徒の保護者は、就学援助費の支給を受けようとするときは、毎年度、おいらせ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指定する期日までに<u>就学援助費申請書</u>（様式第1号）に必要な書類を添えて当該児童生徒の在籍する学校の校長（以下「校長」という。）を経由しておいらせ町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。ただし、年度途中の申請は、翌年2月末日までとする。</p>
<p>(変更届)</p>	<p>(変更届)</p>
<p>第9条 認定者は、第5条の規定により提出した就学援助費申請書の内容に変更が生じたときは、<u>就学援助費認定事項変更届</u>（様式第2号）に必要な書類を添えて校長を経由し教育長に提出しなければならない。</p>	<p>第9条 認定者は、第5条の規定により提出した就学援助費申請書の内容に変更が生じたときは、<u>就学援助費申請事項変更届</u>（様式第2号）に必要な書類を添えて校長を経由し教育長に提出しなければならない。</p>
<p>(支給方法)</p>	<p>(支給方法)</p>
<p>第11条 就学援助費の支給は、認定者の指定する金融機関の指定口座へ振り込むものとする。ただし、認定者が児童又は生徒の在籍する学校長へ受領等を委任したとき、又は学</p>	<p>第11条 就学援助費の支給は、認定者の指定する金融機関の指定口座へ振り込むものとする。ただし、認定者が児童又は生徒の在籍する学校長へ受領等を委任したときは、学校長口</p>

改正案	現行																																																																									
<u>校給食費及び修学旅行費については、この限りではない。</u>	<u>座へ振り込むものとする。</u>																																																																									
<u>別表1（第2条関係）</u>																																																																										
<u>総収入限度額</u>																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族等の数</th> <th>総収入限度額</th> <th>扶養親族等の数</th> <th>総収入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>3,650,000円</td> <td>5</td> <td>5,550,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>4,125,000円</td> <td>6</td> <td>6,025,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>4,600,000円</td> <td>7</td> <td>6,500,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>5,075,000円</td> <td>8</td> <td>6,975,000円</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族等の数	総収入限度額	扶養親族等の数	総収入限度額	1	3,650,000円	5	5,550,000円	2	4,125,000円	6	6,025,000円	3	4,600,000円	7	6,500,000円	4	5,075,000円	8	6,975,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族等の数</th> <th>総収入限度額</th> <th>扶養親族等の数</th> <th>総収入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>3,650,000円</td> <td>5</td> <td>5,550,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>4,125,000円</td> <td>6</td> <td>6,025,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>4,600,000円</td> <td>7</td> <td>6,500,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>5,075,000円</td> <td>8</td> <td>6,975,000円</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族等の数	総収入限度額	扶養親族等の数	総収入限度額	1	3,650,000円	5	5,550,000円	2	4,125,000円	6	6,025,000円	3	4,600,000円	7	6,500,000円	4	5,075,000円	8	6,975,000円																																	
扶養親族等の数	総収入限度額	扶養親族等の数	総収入限度額																																																																							
1	3,650,000円	5	5,550,000円																																																																							
2	4,125,000円	6	6,025,000円																																																																							
3	4,600,000円	7	6,500,000円																																																																							
4	5,075,000円	8	6,975,000円																																																																							
扶養親族等の数	総収入限度額	扶養親族等の数	総収入限度額																																																																							
1	3,650,000円	5	5,550,000円																																																																							
2	4,125,000円	6	6,025,000円																																																																							
3	4,600,000円	7	6,500,000円																																																																							
4	5,075,000円	8	6,975,000円																																																																							
※1 扶養親族等の数が1人増につき、総収入限度額に475,000円ずつ加算する。																																																																										
※2 収入額が給与収入額及び年金収入額以外の農業所得等の場合は、所得額より給与収入額に換算して計算を行う。																																																																										
※3 所得額が480,000円以下の親族を扶養親族等の数とする。 なお、申請世帯全員が480,000円以下の場合は、申請者のみ扶養親族等の数に含めないものとする。																																																																										
<u>別表2（第4条関係）</u>																																																																										
<u>就学援助費の支給費目等</u>																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">費目</th> <th colspan="2">支給対象者</th> <th colspan="2">支給金額</th> </tr> <tr> <th>要保護</th> <th>準要保護</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学用品購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td colspan="2">文部科学省の通知に基づく単価を限度とする。</td> </tr> <tr> <td>新入学児童生徒学用品費等(第1学年のみ)</td> <td>×</td> <td>○</td> <td colspan="2">(要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等)予算単価)</td> </tr> <tr> <td>学校給食費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td colspan="2">対象経費の全額</td> </tr> <tr> <td>修学旅行費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td colspan="2">対象経費の全額</td> </tr> </tbody> </table>	費目	支給対象者		支給金額		要保護	準要保護	小学校	中学校	学用品購入費	×	○	文部科学省の通知に基づく単価を限度とする。		新入学児童生徒学用品費等(第1学年のみ)	×	○	(要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等)予算単価)		学校給食費	×	○	対象経費の全額		修学旅行費	○	○	対象経費の全額		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">費目</th> <th colspan="2">支給対象者</th> <th colspan="2">支給金額</th> </tr> <tr> <th>要保護</th> <th>準要保護</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学用品購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>11,100円</td> <td>21,700円</td> </tr> <tr> <td>通学用品費(第1学年を除く。)</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>2,170円</td> <td>2,170円</td> </tr> <tr> <td>校外活動費(宿泊を伴わないもの)</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>1,510円</td> <td>2,180円</td> </tr> <tr> <td>校外活動費(宿泊を伴うもの)</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>3,470円</td> <td>5,840円</td> </tr> <tr> <td>新入学児童生徒学用品費等(第1学年のみ)</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>19,900円</td> <td>22,900円</td> </tr> <tr> <td>学校給食費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td colspan="2">対象学校給食費1/2</td> </tr> <tr> <td>修学旅行費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td colspan="2">実費</td> </tr> </tbody> </table>	費目	支給対象者		支給金額		要保護	準要保護	小学校	中学校	学用品購入費	×	○	11,100円	21,700円	通学用品費(第1学年を除く。)	×	○	2,170円	2,170円	校外活動費(宿泊を伴わないもの)	×	○	1,510円	2,180円	校外活動費(宿泊を伴うもの)	×	○	3,470円	5,840円	新入学児童生徒学用品費等(第1学年のみ)	×	○	19,900円	22,900円	学校給食費	×	○	対象学校給食費1/2		修学旅行費	○	○	実費	
費目		支給対象者		支給金額																																																																						
	要保護	準要保護	小学校	中学校																																																																						
学用品購入費	×	○	文部科学省の通知に基づく単価を限度とする。																																																																							
新入学児童生徒学用品費等(第1学年のみ)	×	○	(要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等)予算単価)																																																																							
学校給食費	×	○	対象経費の全額																																																																							
修学旅行費	○	○	対象経費の全額																																																																							
費目	支給対象者		支給金額																																																																							
	要保護	準要保護	小学校	中学校																																																																						
学用品購入費	×	○	11,100円	21,700円																																																																						
通学用品費(第1学年を除く。)	×	○	2,170円	2,170円																																																																						
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	×	○	1,510円	2,180円																																																																						
校外活動費(宿泊を伴うもの)	×	○	3,470円	5,840円																																																																						
新入学児童生徒学用品費等(第1学年のみ)	×	○	19,900円	22,900円																																																																						
学校給食費	×	○	対象学校給食費1/2																																																																							
修学旅行費	○	○	実費																																																																							
備考																																																																										
1 第1学年が年度途中認定となった場合、新入学児童生徒学用品費等は支給せず、学用品購入費を月割りで支給するものとする。																																																																										
2 支給金額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。																																																																										
※1 第1学年が年度途中認定となった場合、新入学児童生徒学用品費等は支給せず、通学用品費を月割りで支給するものとする。																																																																										
※2 支給金額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。																																																																										
※3 他市町村から区域外就学により町立小中学校に就学する児童生徒で、就学援助費の他市町村認定を受けている場合は、学校給食費のみ援助対象となり、対象学校給食費の1/2の額を援助する。																																																																										

## 改 正 案

様式第1号(第6条用紙)

### 就学援助費認定申請書

おひらせ町教育委員会教育長 様

年 月 日

主 席

中間 (副議) 様 夫 妻

配偶者

下記のとおり、就学援助費を申請します。

【記入用欄】				
世帯員氏名	性別	生年月日	職業名・学年	年齢
主婦	女			年
				年
				年
				年
				年
				年
				年
				年
				年

就入上の注意

- (1) 上級の子のみ記入してください。
- (2) おひらせ町の住民か他の市町村に在住していなければなりません。
- (3) 就学援助の申請をする場合は、必ず「就学援助費認定申請書」に記入してください。全て記入してください。
- (4) 文部省「就学援助費認定申請書」に記載された項目であっても実際には記載されずで記入が必要です。

2. 就学形態について(いずれかに○を記入)

持家・賃貸等の所有形態・ お住まい・ 現場の営業及びアパート・ その他( )

3. 中間手当(就学費用を支拂うる額を計算に記入してください)

【記入用欄】	有	無
中間手当	有	無

就学援助手当を受取している方へ、就学援助手当の差しを記入してください。

4. 病院行けつけの有無

- (1) 病院の施設や医療機関に通うる旨を記入してください。
- (2) 病院の施設や医療機関に通うる旨を記入してください。
- (3) 病院の施設や医療機関に通うる旨を記入してください。
- (4) 病院の施設や医療機関に通うる旨を記入してください。

中間(副議) 手書き欄

様式第2号(第6条用紙)

### 就学援助費認定事項変更届

おひらせ町教育委員会教育長 様

年 月 日

主 席

中間 (副議) 様 夫 妻

配偶者

下記のとおり、就入の手帳より提出がありますので、おひらせ町就学援助費認定申請書の状況により記入いたします。

【記入用欄】				
世帯員氏名	性別	生年月日	職業名・学年	年齢
主婦	女			年
				年
				年
				年
				年
				年
				年
				年

就入上の注意

- (1) 大学の子のみ記入してください。
- (2) 大学の子のみ記入してください。
- (3) 大学の子のみ記入してください。
- (4) 大学の子のみ記入してください。

3. 就学形態について(いずれかに○を記入)

持家・賃貸等の所有形態・ お住まい・ 現場の営業及びアパート・ その他( )

4. 中間手当(就学費用を支拂うる額を計算に記入してください)

【記入用欄】	有	無
中間手当	有	無

就学援助手当を受取している方は、就学援助手当の差しを記入してください。

4. 病院行けつけの有無

- (1) 病院の施設や医療機関に通うる旨を記入してください。
- (2) 病院の施設や医療機関に通うる旨を記入してください。
- (3) 病院の施設や医療機関に通うる旨を記入してください。
- (4) 病院の施設や医療機関に通うる旨を記入してください。

中間(副議) 手書き欄

## 現 行

様式第1号(第6条用紙)

### 就学援助費認定申請書

年 月 日

おひらせ町教育委員会教育長 様

平

申請(係議)者 氏 名 領収票印不可  
(印)

電話番号

下記のとおり、就学援助費を申請します。  
この用紙が認定された場合、学校が直接受けする料金については、就学援助費の請求・受取・返済に関する一切の権利を授及しと任せします。

なお、おひらせ町教育委員会の職員が認定審査に必要と認めた場合、世帯構成員の収入額等を調査することを認めます。

【記入用欄】				
世帯員氏名	性別	生年月日	職業名・学年	年齢
主婦	女			年
				年
				年
				年
				年
				年
				年
				年

就入上の注意

- ・主婦の子のみ記入してください。
- ・就学の権利は小学校から見た結果を記入してください。
- ・就学の権利は小学校から見た結果を記入してください。
- ・就学の権利は小学校から見た結果を記入してください。
- ・就学の権利は小学校から見た結果を記入してください。
- ・就学の権利は小学校から見た結果を記入してください。

2. 住居形態について(いずれかに○を記入)

持家・賃貸等の所有形態・ お住まい・ 公的住宅・ 民間の営業及びアパート・ その他( )

3. 中間手当(就学費用を支拂うる額を計算に記入してください)

【記入用欄】	有	無
中間手当	有	無

就学援助手当受取者の方は見落ちないで記入してください。

様式第2号(第6条用紙)

### 就学援助費認定申請事項変更届

年 月 日

おひらせ町教育委員会教育長 様

平

申請(係議)者 氏 名 領収票印不可  
(印)

電話番号

下記のとおり、変更がありましたので、おひらせ町就学援助費認定申請事項変更届の規定により、届出いたしました。  
この用紙が認定された場合、学校が直接受けする料金については、就学援助費の請求・受取・返済に関する一切の権利を授及します。

なお、おひらせ町教育委員会の職員が認定審査に必要と認めた場合、世帯構成員の収入額等を調査することを認めます。

【記入用欄】				
世帯員氏名	性別	生年月日	職業名・学年	年齢
主婦	女			年
				年
				年
				年
				年
				年
				年
				年

就入上の注意

- ・主婦の子のみ記入してください。
- ・就学の権利は申請者が見立てる結果を記入してください。
- ・就学の権利は申請者が見立てる結果を記入してください。
- ・就学の権利は申請者が見立てる結果を記入してください。
- ・就学の権利は申請者が見立てる結果を記入してください。

2. 住居形態について(いずれかに○を記入)

持家・賃貸等の所有形態・ お住まい・ 公的住宅・ 民間の営業及びアパート・ その他( )

3. 定常内勤(就業)に記入してください

【記入用欄】	有	無
定常内勤(就業)	有	無

就学援助手当受取者の方は見落ちないで記入してください。

2 議案第2号関係

おいらせ町教育相談員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案					現 行				
別表第3 (第6条関係)					別表第3 (第6条関係)				
区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別	区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別
特別休暇	略 略 略 骨髓移植休暇	略 略 略 略	略	略	特別休暇	略 略 略 骨髓移植休暇	略 略 略 略	略	略
	結婚休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上上の勤務を有する職員に限る)	略	略			結婚休暇 (任用期間が6箇月以上の職員に限る)	略	略	
	出生サポート休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上上の勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間)の範囲内の期間	有給			(新設)		
	産前休暇	6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間	有給	産前休暇	8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間	出産の日までの申し出た期間		無給
	産後休暇	女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間		産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間		

改 正 案				現 行			
		(産後 6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)			(産後 6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。)		
配偶者出産休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間)の範囲内の時間	有給		(新設)		
育児休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上勤務を有する職員に限る)	略	略	略	育児休暇	略	略	略
育児参加休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員の妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達	当該期間内における5日の範囲内の期間	有給		(新設)		

改正案					現行					
		するまでの子 (妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらとの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき								
	子の看護休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上以上の勤務を有する職員に限る)	中学校卒業までの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(中学校卒業までの子が2人以上の場合にあっては10日。(その者の任期を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間)	1日又は1時間ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる	無給	子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日。(その者の任期を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間)	1日又は1時間ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる	無給
	短期介護休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上以上の勤務を有する職員に限る)	略	略			短期介護休暇	略	略		
	忌引休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週間3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限	略		有給	服忌休暇 (任用期間が6箇月以上の職員に限る)	略			有給	

改 正 案					現 行				
<u>る)</u> 夏季休暇 (任用期 間 6箇月 以上の職 員で週3 日以上又 は年12 1日以上 の勤務を 有する職 員に限 る)									
略					略				
略					略				
略					略				
略 略 略 略 略					略 略 略 略 略				
略 略 略 略 略					略 略 略 略 略				

### 3 議案第3号関係

おいらせ町外国語指導助手設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案					現 行				
別表第1 (第10条関係)					別表第1 (第10条関係)				
区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別	区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別
特別休暇	略	略	略	略	特別休暇	略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	骨髓移植休暇	略	略	略		骨髓移植休暇	略	略	略
	結婚休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上上の勤務を有する職員に限る)	略	略	略		結婚休暇 (任用期間が6箇月以上の職員に限る)	略	略	略
	出生サポート休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上上の勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当あると認められる場合	一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間)の範囲内の期間	有給		(新設)			
	産前休暇	6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間	有給	産前休暇	8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間	出産の日までの申し出た期間	無給	
	産後休暇	女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間		産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間		

改 正 案				現 行			
		(産後 6 週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)			(産後 6 週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)		
配偶者出産休暇 (任用期間 6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上以上の勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にとっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間)の範囲内の時間	有給	(新設)			
育児休暇 (任用期間 6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上以上の勤務を有する職員に限る)	略	略	略	育児休暇	略	略	略
育児参加休暇 (任用期間 6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上以上の勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員の妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達	当該期間内における5日の範囲内の期間	有給	(新設)			

改 正 案				現 行					
	するまでの子 (妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらとの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき								
子の看護休暇 <u>(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上勤務を有する職員に限る)</u>	中学校卒業までの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年ににおいて5日(中学校卒業までの子が2人以上の場合にあっては10日。(その者の任期を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間)	1日又は1時間ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる	無給	子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年ににおいて5日(小学校就学の始期に達すまでの子が2人以上の場合にあっては10日。(その者の任期を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間)	1日又は1時間ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる	無給
短期介護休暇 <u>(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上勤務を有する職員に限る)</u>	略	略			短期介護休暇	略	略	略	
忌引休暇 <u>(任用期間6箇月以上の職員で週間3日以上又は年12日以上の勤務を有する職員に限る)</u>	略		有給	服忌休暇 <u>(任用期間が6箇月以上の職員に限る)</u>	略		有給		

改 正 案					現 行							
<u>る)</u>												
<u>夏季休暇 (任用期 間 6箇月 以上の職 員で週 3 日以上又 は年 1・2 1日以上 の勤務を 有する職 員に限 る)</u>		略			略							
略		略			略							
略		略			略							
略		略			略							
略		略			略							
略		略			略							
略		略			略							

4 議案第4号関係

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱 新旧対照表（抜粋）

改 正 案					現 行					
別表第3（第6条関係）					別表第3（第6条関係）					
区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別	区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別	
特別休暇	略	略	略	略	特別休暇	略	略	略	略	
	略	略	略			略	略		略	
	略	略				略				
	骨髄移植休暇	略				骨髄移植休暇	略			
	結婚休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上上の勤務を有する職員に限る)	略				結婚休暇 (任用期間が6箇月以上の職員に限る)	略			
	出生サポート休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上上の勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間)の範囲内の期間	有給			(新設)			
産前休暇	6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間	有給		産前休暇	8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間	出産の日までの申し出た期間	無給		
産後休暇	女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間			産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間			

改 正 案				現 行			
		(産後 6 週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)			(産後 6 週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。)		
配偶者出産休暇 (任用期間 6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上上の勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における 2 日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間)の範囲内の時間	有給		(新設)		
育児休暇 (任用期間 6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上上の勤務を有する職員に限る)	略	略	略	育児休暇	略	略	略
育児参加休暇 (任用期間 6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上上の勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員の妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達	当該期間内における 5 日の範囲内の期間	有給		(新設)		

改正案				現行					
	するまでの子 (妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらとの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき								
子の看護休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)	中学校卒業までの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年ににおいて5日(中学校卒業までの子が2人以上の場合にあっては10日。(その者の任期を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間)	1日又は1時間 ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる	無給	子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年ににおいて5日(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日。(その者の任期を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間)	1日又は1時間 ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる	無給
短期介護休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)	略	略	略	略	短期介護休暇	略	略	略	略
忌引休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週間3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)	略		有給		服忌休暇 (任用期間が6箇月以上の職員に限る)	略		有給	

改 正 案						現 行						
	る)				略					略		
	略	略	略			略	略	略				
	略	略	略			略	略	略				
	略	略	略			略	略	略				
	略	略	略	略		略	略	略	略			
	略	略	略	略		略	略	略	略			

5 議案第5号関係

おいらせ町教育相談支援員設置要綱 新旧対照表（抜粋）

改 正 案					現 行				
別表第3（第6条関係）					別表第3（第6条関係）				
区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別	区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別
特別休暇	略	略	略	略	特別休暇	略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略				略			
骨髓移植休暇	略	骨髓移植休暇			略				
結婚休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上勤務を有する職員に限る)	略	略	(新設)	有給	結婚休暇 (任用期間が6箇月以上の職員に限る)	略	略	略	無給
出生サポート休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当あると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間)の範囲内の期間			産前休暇	8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間	出産の日までの申し出た期間	無給
産前休暇	6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間			産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	
産後休暇	女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間							

改 正 案				現 行			
		(産後 6 週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)			(産後 6 週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。)		
配偶者出産休暇 (任用期間 6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上上の勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間)の範囲内の時間	有給		(新設)		
育児休暇 (任用期間 6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上上の勤務を有する職員に限る)	略	略	略	育児休暇	略	略	略
育児参加休暇 (任用期間 6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上上の勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員の妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達	当該期間内における5日の範囲内の期間	有給		(新設)		

改 正 案				現 行					
	するまでの子 (妻子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき								
子の看護休暇 <u>(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上上の勤務を有する職員に限る)</u>	中学校卒業までの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年ににおいて5日(中学校卒業までの子が2人以上の場合にあっては10日。(その者の任期を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間)	1日又は1時間ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべて	無給	子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年ににおいて5日(小学校就学の始期に達すまでの子が2人以上の場合にあっては10日。(その者の任期を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間)	1日又は1時間ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべて	無給
短期介護休暇 <u>(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年12日以上上の勤務を有する職員に限る)</u>	略	略	を使用することができる		短期介護休暇	略	略	を使用することができる	
忌引休暇 <u>(任用期間6箇月以上の職員で週間3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限</u>	略		有給	服忌休暇 <u>(任用期間が6箇月以上の職員に限る)</u>	略		有給		

改 正 案					現 行				
る)	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略			略	略	略	
	略	略	略			略	略	略	
	略	略	略	略		略	略	略	
	略	略	略	略		略	略	略	
	略	略	略	略		略	略	略	

6 議案第6号関係

優秀選手賞（個人）

【順不同、敬省略】

No.	氏名 (行政区)	所属	競技種目	大会及び成績	第3条 該当	審議会 結果
11	ミズグチ ヒロト 水口 大都 [REDACTED]	八戸学院大学 サッカーチーム	サッカー	2021年度東北地区大学サッカー新人大会(兼全日本大学サッカー連盟新人大会東北地区予選) 優勝 第5回全日本大学サッカー新人戦 出場	4ア	適当である
12	コジマ ユウスケ 小島 裕介 [REDACTED]	八戸学院大学 サッカーチーム	サッカー	2021年度東北地区大学サッカー新人大会(兼全日本大学サッカー連盟新人大会東北地区予選) 優勝 第5回全日本大学サッカー新人戦 出場	4ア	適當である
13	ウエダ カイト 植田 海斗 [REDACTED]	三本木農業高等学校 ラグビー部	ラグビー	第48回東北総合体育大会ラグビー フットボール競技 優勝 第76回国民体育大会ラグビーフット ボール競技 出場	4ア	適當である

生涯スポーツ大賞（個人）

【順不同、敬省略】

No.	氏名 (行政区)	所属	競技種目	大会及び成績	第3条 該当	審議会 結果
1	マルコ チエコ 円子 智恵子 [REDACTED]	町バウンドテニス 協会	バウンドテニス	第28回青森県バウンドテニス選手権 大会 優勝	4イ	適當である

## 7 協議第1号関係

令和3年度卒業式及び令和4年度入学式の出席者確認

### 【令和3年度卒業式】

学校名	日 程		時 間		出 席 者				
	月	日	曜日	午前	午後	松林教育長	浅野委員	木村委員	加賀委員
下田中	3月15日		火	○					
木ノ下中	3月15日		火	○					
百石中	3月15日		火	○					
木内々小	3月18日		金	○					
甲洋小	3月18日		金	○					
下田小	3月19日		土	○					
木ノ下小	3月23日		水	○					
百石小	3月23日		水	○					

### 【令和4年度入学式】

学校名	日 程		時 間		出 席 者				
	月	日	曜日	午前	午後	松林教育長	浅野委員	木村委員	加賀委員
下田小	4月7日		木	○					
木内々小	4月7日		木	○					
木ノ下中	4月7日		木	○					
百石中	4月7日		木	○					
木ノ下小	4月7日		木		○				
百石小	4月7日		木		○				
甲洋小	4月7日		木		○				
下田中	4月7日		木		○				

## 8 協議第2号関係

### 令和4年度教育委員会定例会開催日程（案）

	日 程	時 間	場 所	備 考
令和 4年第 4回	令和 4年 4月 28 日 (木)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	
令和 4年第 5回	令和 4年 5月 26 日 (木)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	
令和 4年第 6回	令和 4年 6月 23 日 (木)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	
令和 4年第 7回	令和 4年 7月 28 日 (木)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	
令和 4年第 8回	令和 4年 8月 25 日 (木)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	
令和 4年第 9回	令和 4年 9月 22 日 (木)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	
令和 4年第 10回	令和 4年 10月 27 日 (木)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	
令和 4年第 11回	令和 4年 11月 24 日 (木)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	
令和 4年第 12回	令和 4年 12月 22 日 (木)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	
令和 5年第 1回	令和 5年 1月 26 日 (木)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	
令和 5年第 2回	令和 5年 2月 13 日 (月)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	県費負担教職員の異動の内示手続きにより、変更の可能性あり
令和 5年第 3回	令和 5年 3月 23 日 (木)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	